

# 商品概要説明書【職域教育ローン】

令和5年12月1日現在

1. 商品名（愛称）	職域教育ローン					
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■職域パートナー契約を締結した事業所に働く経営者・従業員の方（パート・アルバイト等の非正規社員でも可）</li> <li>■当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方または営業区域内の事業所に勤務されている方</li> <li>■満20歳以上の方</li> <li>■安定継続した収入のある方</li> <li>■日本国籍を有する方または永住者および特別永住者である方</li> <li>■一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</li> </ul>					
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申込者または申込者の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする次の資金             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就学する学校等への納付金</li> <li>② 就学にかかる付帯費用</li> <li>③ 申込者が教育関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金</li> </ul> </li> <li>※ ①および②は、申込日時点で支払日から3か月以内であれば支払済資金もご融資可能です。</li> <li>■事業性資金、支払先が申込者またはその配偶者・親（配偶者の親を含む）・子が営む法人・自営業となる資金、個人間売買による購入費用、支払済資金（上記①、②は除く）は対象外</li> </ul> <table border="1" data-bbox="507 1137 1449 1339" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">学校への納付金とは</td> <td style="padding: 5px;">寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">付帯費用とは</td> <td style="padding: 5px;">受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等</td> </tr> </table> <p>【学校等の例】            大学院（法科大学院含む）、大学、短期大学、専修大学、各種学校（予備校・専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園・保育園等</p>		学校への納付金とは	寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む	付帯費用とは	受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等
学校への納付金とは	寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む					
付帯費用とは	受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等					
4. ご融資金額	■1,000万円以内（1万円単位）					
5. ご融資期間	■3か月以上15年以内					
6. ご融資利率	■年2.2%【変動金利】					
7. ご返済方法	■毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内） ご融資額の50%以内までボーナス増額返済も可能です。					
8. 担保・保証人	■一般社団法人しんきん保証基金の保証によりますので保証人・担保は必要ありません。					
9. 保証料	■ご融資利率に含まれています。					

<p>10. 必要な書類</p>	<p>■運転免許証（運転免許証を徴求できない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証（注）など本人と確認できるもの）  （注）健康保険証を徴求する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。</p> <p>※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・外国人登録証明書</li> <li>・住民票抄本（在留資格の記載があるもの）</li> </ul> <p>■普通預金通帳および届出印（普通預金通帳印）</p> <p>■資金使途確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書、注文書、請求書等</li> <li>・支払済資金の場合、領収書、通帳等</li> </ul> <p>【借換えが含まれる場合】</p> <p>借換え対象ローンの融資残高ならびに本人名義の借入であることがわかる融資残高確認書類</p> <p>借換え対象ローンの資金使途がわかる書類（返済予定表・申込書控等）</p> <p>■年収が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか</li> </ul>
<p>11. 支払方法</p>	<p>■支払先に振込</p> <p>※融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込しなくても可</p>
<p>12. 手数料（税込み）</p>	<p>■全額繰上返済手数料：5,500円</p> <p>■条件変更手数料（お客さまからの返済条件の変更の申し出を受け、当金庫が認めた場合、一部繰上を含む）：5,500円</p>
<p>13. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>■苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口（9時～17時、電話0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>■紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
<p>14. その他</p>	<p>■審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>